

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【公表番号】特表2016-520146(P2016-520146A)

【公表日】平成28年7月11日(2016.7.11)

【年通号数】公開・登録公報2016-041

【出願番号】特願2016-514972(P2016-514972)

【国際特許分類】

C 08 F 8/28 (2006.01)

C 09 D 129/14 (2006.01)

C 09 D 11/106 (2014.01)

C 09 D 7/12 (2006.01)

【F I】

C 08 F 8/28

C 09 D 129/14

C 09 D 11/106

C 09 D 7/12

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月7日(2017.3.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

樹脂溶液を調製するための現場法であつて：

(a) 25モル%未満のアセタール化を得るために、エチレン基を有するポリビニルアルコールポリマー(PVOH)とアルコールとC1～C3のアルデヒドとを含む溶液を提供することと、

(b) 約20重量%～約35重量%の固形分含有量を有するように、溶液の液体含有量を調整することと、

を含み、

分離ステップ、洗浄ステップ及び析出ステップからなる群から選択されるいずれのステップを含まない、樹脂溶液を調製するための現場法。

【請求項2】

前記溶液が、少なくとも4個の炭素を有するアルデヒドを含有しない、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記アルコール含有量が、少なくとも40重量%及び60重量%以下になるよう調製される、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記ポリビニルアルコールポリマーが、コポリマーである、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

請求項1に記載の方法によって製造されたポリビニルアセタール樹脂。

【請求項6】

アセタール化ポリビニルアルコールポリマーを含むポリビニルアセタール樹脂であつて、少なくとも90%の鹼化度及び25モル%未満のアセタール化度を有する、ポリビニル

アセタール樹脂。

【請求項 7】

前記アセタール化ポリビニルアルコールポリマーが、ホモポリマー又はコポリマーである、請求項 6 に記載の樹脂。

【請求項 8】

少なくとも 95%、好ましくは 98%の鹹化度を有する、請求項 6 に記載の樹脂。

【請求項 9】

15モル%未満、好ましくは 10モル%未満のアセタール化度を有する、請求項 6 に記載の樹脂。

【請求項 10】

請求項 6 に記載の樹脂を含み、40重量%未満の含水量を有する溶液。

【請求項 11】

請求項 6 ~ 9 のいずれか一項に記載のポリビニルアセタール樹脂を含む、インク組成物又はコーティング組成物。

【請求項 12】

充填材顔料を更に含み、場合によって含水量が 50重量%未満である、請求項 11 に記載のインク組成物又はコーティング組成物。

【請求項 13】

40重量%超の低級アルコール、好ましくは 50重量%超の低級アルコールを含む、請求項 11 ~ 12 のいずれか一項に記載のインク組成物又はコーティング組成物。

【請求項 14】

フレキソ印刷機又はグラビア印刷機での印刷に好適である、請求項 11 ~ 13 のいずれか一項に記載のインク組成物又はコーティング組成物。

【請求項 15】

10cc/m<sup>2</sup>/day 未満の酸素透過度(OTR)を有するガスバリアを形成する、請求項 11 ~ 14 のいずれか一項に記載のインク組成物又はコーティング組成物。

【請求項 16】

インク組成物又はコーティング組成物であつて：

(a) 少なくとも 75% の官能性加水分解度(-OH)を有するアセタール化 PV OH 樹脂と；

(b) 40重量%超のアルコールと；

(c) 40重量%未満の水と、

を含み、

インク又はコーティングが、10cc/m<sup>2</sup>/day 未満の酸素透過度(OTR)を示す、インク組成物又はコーティング組成物。

【請求項 17】

インク組成物又はコーティング組成物の作製方法であつて、前記組成物の調製中に請求項 6 ~ 9 のいずれか一項に記載の樹脂を添加することを含む、作製方法。

【請求項 18】

基板に印刷又はコーティングする方法であつて、請求項 11 ~ 16 のいずれか一項に記載のインク又はコーティングを用いて前記基板に印刷又はコーティングすることを含む、方法。

【請求項 19】

請求項 11 ~ 16 のいずれか一項に記載のインク又はコーティングを含む、印刷物品。